

民有林と連携した安定供給システム販売の協定締結について
(群馬県産材の中国への輸出)

林野庁関東森林管理局は、「安定供給システム販売」により、国有林材の需要・販売の確保・拡大が必要な一般材及び低質材の計画的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に取り組んでいるところです。

このたび、碓氷川森林組合が生産する民有林材と群馬森林管理署の国有林材が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用材間伐材等の有効利用等の取り組み推進に資するため、民有林と協定を締結しロットを拡大した安定供給システムにより販売する木材の需要者の募集を行い、中国に原木を輸出する(株)アイザックに販売することとしました。

記

1 協定締結者

関東森林管理局長 志田孝一
碓氷川森林組合 代表理事組合長 上原又樹
株式会社アイザック 代表取締役 青木豊治

2 協定締結日 平成27年10月1日

3 協定期間

平成27年10月1日から平成28年3月31日

4 協定内容

群馬森林管理署（群馬森林管理署長 宿利一弥）と碓氷川森林組合は販売計画（国有林材 スギ外2000m³、民有林材 スギ600m³）により(株)アイザックに安定販売を行う。

(株)アイザックは購入した原木を蛭間運送(株)（太田市）を通じて中国に輸出する。



【お問い合わせ先】

林野庁関東森林管理局 資源活用課 内海
前橋市岩神町4丁目16番25号
電話番号027-210-1186 FAX027-210-1189

林野庁

【国有林材の安定供給システム販売とは】

国有林材の安定供給システム販売（以下「システム販売」）とは、需要・販路拡大が必要な間伐材等を対象に、国が製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて安定的・計画的に供給する販売方法です。

システム販売は、国有林が間伐材等を大量かつ安定的に需要者に直接供給する仕組みをつくとともに、需要者における加工・流通の合理化を促すことにより、これまで利用が進まなかった間伐材等を合板・集成材や木質バイオマスの原料など新たな需要を開拓するものです。

協定の締結に当たっては、販売数量等を公告して需要者を募った上で、需要者からの提案を審査して選考する企画競争方式をとっています。

<システム販売の流れ>

1.公告

森林管理局長が、毎年度、販売数量や樹種、規格など、システム販売の条件を公告し、需要者を募ります。

2.申請

需要者は、丸太の加工・流通の取組等について記載した提案書とともに申請書を提出します。

3.審査、協定の締結

申請内容の審査を経て、森林管理局長と需要者は安定供給に関する協定を締結します。

4.販売の実施

協定に基づいて、森林管理署長が需要者へ丸太等を販売します。

【民国連携による安定供給システム販売とは】

民有林と連携した林産物の安定供給システムとは、国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資するため、一定の要件を満たす民有林所有者等（民有林において素材生産を行う者及び民有林を管理する者を含む。）と協定を締結し、林産物の販売を当該民有林所有者等の林産物の販売と連携してシステム販売を行うものです。

<民国連携したシステム販売の流れ>

1.公告

森林管理局長が、国有林材のシステム販売と連携して販売を希望する民有林所有者を募ります。

2.申請

参加を希望する民有林所有者は、販売を希望する樹種・数量等について記載した参加申請書を提出します。

3.連携者の決定

申請内容の審査を経て、森林管理局長は連携する民有林所有者を決定します。

4.公告

森林管理局長は、森林管理署の国有林材と、民有林所有者の民有林材の需要者を募ります。

5.申請

需要者は、国有林材と民有林材の丸太の加工・流通の取組等について記載した提案書とともに申請書を提出します。

3.審査、協定の締結

申請内容の審査を経て、森林管理局長と民有林所有者及び需要者は安定供給に関する協定（3者協定）を締結します。

4.販売の実施

協定に基づいて、森林管理署長及び民有林所有者は需要者へ丸太等を販売します。